

埼玉県高齢者元気力アップ応援事業所認証事業実施要綱

(趣旨)

第1条 通所介護事業所における取組と利用者の要介護度の維持・改善の状況を評価することで、自立支援・重度化防止に向けたサービスの促進と利用者自身の取組の機運を高めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 県は、自立支援・重度化防止に取り組む通所介護事業所について、評価期間（毎年1月から12月の間。以下、同じ。）の利用者の要介護度の維持・改善の状況を評価し、優良な事業所を認証する。

2 認証する事業所のうち、特に優秀と認められる事業所については表彰するものとする。

(対象事業所)

第3条 事業の対象事業所は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123123号）に基づき指定を受けた指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所であって次の基準の全てを満たす県内の事業所とする。

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示19号）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示126号）に定める以下のいずれかの加算を算定すること

ア 個別機能訓練加算を評価期間中に3月以上算定していること

イ 生活機能向上連携加算を評価期間中に3月以上算定していること

ウ ADL維持等加算を評価期間中に算定していること、又はADL維持加算（申出）の有無の届出を指定権者に行い、評価期間の属する年の翌年度にADL維持等加算の算定が可能とされること

(2) 利用者の自立・重度化防止に向けた努力を評価、奨励する取組を行っていること

(3) 別に定める県指定の研修のいずれかを評価期間中に受講するか、過去に受講していること

(参加の方法)

第4条 事業への参加を希望する事業所ごとに、参加申込書（様式1）を県に提出するものとする。

(欠格条項)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者（事業者又は事業所を言う。以下同じ）は、事業に参加することができない。

(1) 過去1年間に法令に抵触し、又は不適正な運営を行った者

(2) 過去5年間に不正請求や事件（虐待など）により行政処分又は刑事処分を受けた者

(3) 労働基準監督署からの是正勧告を受け、速やかに対応しなかった者

(4) 指定効力停止以上の行政処分を受けた者

(5) 社会保険・労働保険料に未納がある者

(6) 公序良俗に反する事業を行った者

(事業所の取組の促進)

第6条 参加申込書を提出した事業所（以下、参加事業所という。）は介護サービスを通じて、利用者の自立支援・重度化防止に取り組むものとする。

(参加基準の状況)

第7条 参加事業所は、評価期間終了後、毎年度、県が指定する期日までに参加基準確認票（様式2）を県に提出するものとする。

(評価の方法)

第8条 県は、評価期間終了後に参加事業所が第3条の基準を満たしていることを確認する。

2 前項により基準を満たすことが確認された参加事業所ごとに、以下の算定式により評価期間中における利用者の要介護度の維持・改善の割合を算出する。

評価期間中における利用者の要介護度の維持・改善の割合

＝維持・改善者の人数÷更新者の人数

(1) 上記表中の維持・改善者とは、下記(2)に定める更新者のうち要介護認定の更新結果が、更新前の要介護度と変わらない者及び改善(軽度変更)した者とする。

(2) 上記表中の更新者とは、当該事業所を3か月以上連続して利用している利用者(評価期間開始前からの利用も含み、かつ評価期間中に1日以上利用している者)のうち、評価期間中に要介護認定の更新申請(区分変更も含む、以下同じ。)をし、更新結果が評価期間の各月の介護給付費請求書等に反映された者(評価期間の最終月にあつては翌月の請求書等に反映された者)とする。

(3) 上記(1)及び(2)で定める維持・改善者及び更新者については、更新前の要介護度が要支援の者及び更新前の要介護度が要介護度5であつて更新結果が変わらない者は除く。

3 前項の維持・改善者、更新者の人数及び利用者の要介護度の維持・改善の割合については、事業所が介護報酬の審査・支払いのために埼玉県国民健康保険団体連合会に提出した介護給付費請求書等に基づき、県が算出する。

(認証)

第9条 県は、前条により算出した結果が別に定める基準を満たす事業所を「高齢者元気力アップ応援事業所」として認証するものとする。

2 認証の有効期間は、評価期間の翌年の4月から1年間とする。

3 認証事業所には、県から認証書等を交付する。

(表彰)

第10条 県は、前条により認証した事業所(以下、認証事業所という。)のうち、更新者のうちの要介護度が改善した者の割合が高いなど顕著な実績をあげた事業所を表彰する。

2 前項の表彰の基準等については別に定める。

(認証事業所の広報等)

第11条 県は、介護保険サービスを通じた自立・重度化防止の取組の機運を高めるため、認証事業所等の協力を得て、広く県民に情報を提供する。

(認証等の取消)

第12条 県は、事業者又は認証事業所等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、認証及び表彰を取り消すことができる。

(1) 第5条の欠格条項に該当するとき。

(2) 提出された書類等に虚偽の記載があつたことが判明したとき。

(3) その他、認証の継続が適切でないと判断されるとき。

(定めのない事項)

第13条 この要綱に定めのない事項については、その都度、別に定める。

附則 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。